様式第３号（第９条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

南魚沼市長　印

**南魚沼市空家等除却事業補助金交付（不交付）決定通知書**

　　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました南魚沼市空家等除却事業補助金について、下記のとおり交付（不交付）することに決定しましたので、南魚沼市空家等除却事業補助金交付要綱第９条の規定により通知します。

記

１　交付

(1)　交付決定額　　金　　　　　　　　　円

(2)　交付条件

・補助対象工事の完了後、空家等の跡地周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。

・申請者及びその２親等以内の親族が、補助対象工事の完了した日から３年以内に空家等の跡地に建物を建築し、又は収益を得ることを目的とした駐車場等の整備をしないこと。

・補助金の交付を受ける権利を、第三者に譲渡し、又は担保に供しないこと。

(3)　その他

　次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。

・虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

・(2)の交付条件に違反したとき。

・上記のほか、南魚沼市空家等除却事業補助金交付要綱の規定に違反したとき。

２　不交付

不交付の理由